

古物営業許可を受けている方へ

古物営業法が改正となり、営業を継続する場合には、施行の日(令和2年4月頃を予定)まで「主たる営業所等の届出」をしなければ許可が失効します。

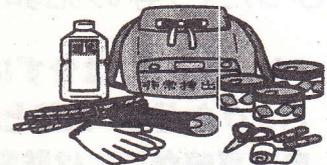
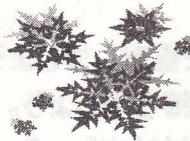
まだ、手続きをされていない方は、営業所がある警察署の生活安全課に問い合わせの上、「主たる営業所等の届出」をするようにお願いします。

「主たる営業所等の届出」をせずに許可が失効した後、引き続き古物営業を行った場合は、処罰の対象となります。

早めの手続きをお願いします。



冬山に登る方へ

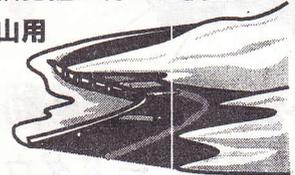


1 充実した装備で万全の登山を

冬山は最も過酷な環境です。ウェアは高い防風・防寒性を備えたものを着用するなど低体温症や凍傷対策をとり、気象条件等を考慮して、無理な登山は避けましょう。また、万が一の遭難に備えて、あらかじめスコップやツェルト、食料などを携行しましょう。

2 雪崩事故に注意

冬山では山の積雪状況をよく観察し、大雪や極端な温度変化など、雪崩発生の兆候把握に努め、慎重に判断して行動しましょう。また、雪崩事故に備えて、ピッケルやビーコンなどの冬山用装備を確実に携行しましょう。



登(入)山届の提出方法

警察への届出

○ 電子メール

警察本部地域部地域課でメールによる届出を受け付けています。



宮城県警登山届 検索

○ 警察本部への郵送・FAX

〒980-8410

仙台市青葉区本町3-8-1



宮城県警察本部地域部地域課

FAX:022-211-8979

○ 警察機関への届出

登る山を管轄する警察署、交番・駐在所

○ 登山ポスト

登る山の登山ポストへ投函

(大東岳であれば、登山道入口、秋保ビジターセンター)

『コンパス』への届出

『コンパス』は、気軽に、そして簡単に全国の山岳を対象に登山届を作成、提出できるシステムです。家族や知人などの緊急連絡先にも情報が共有ができるため、遭難の早期把握と早期通報に効果的です。



☆ 冬山は 危険増大 慎重登山 ☆